

業務仕様書

(京都府警察本部庁舎等の一般廃棄物収集運搬業務)

本仕様書は、京都府警察本部長（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）と締結する京都府警察本部庁舎等の一般廃棄物収集運搬業務に適用するものとする。

1 収集場所

(1) 京都府警察本部

ア 本館 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

イ 第二別館 京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町94番地

(2) 京都府警察学校等

京都市伏見区深草塚本町官有地内

(3) 自動車運転免許試験場

京都市伏見区羽束師古川町 647

(4) 京都府警察平安騎馬隊施設

京都市左京区松ヶ崎木燈籠町 京都市宝ヶ池公園憩いの森内

(5) 高速道路交通警察隊施設

京都市伏見区竹田田中殿町 6

2 契約期間内における排出予定数量

(1)

収 集 場 所	一般廃棄物	雑紙（シュレッダー屑等）
京 都 府 警 察 本 部	約 186,000 L	約 281,000 L
本 部 第 二 別 館	約 50,000 L	約 50,000 L
京 都 府 警 察 学 校 等	約 125,000 L	約 36,000 L
運 転 免 許 試 験 場	約 68,000 L	約 76,000 L
平 安 騎 馬 隊	約 3,000 L	約 1,000 L
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	約 18,000 L	約 6,000 L
合 計	約 450,000 L	約 450,000 L

(2)

収集場所	一般廃棄物（剪定枝木・落葉）
京 都 府 警 察 学 校 等	約 35,000 L
合 計	約 35,000 L

※ 排出数量は、あくまで予定数量であるため変動することがある。

3 契約期間

令和7年9月1日から令和8年8月31日までの間

4 業務内容

上記1に示す京都府警察本部庁舎等から排出される、一般廃棄物、雑がみ（シュレッダー屑等）及び木くず（剪定枝木・落葉）（以下「廃棄物等」という。）の収集運搬業務を行うもの。

(1) 収集方法

ア 一般廃棄物

収集場所	収集日	収集時間帯	備 考
京 都 府 警 察 本 部	毎週 火・木・金曜日	AM9:00～AM11:00	祝日及び休日を除く
本 部 第 二 別 館	毎週 火・金曜日	AM9:00～AM11:00	
京 都 府 警 察 学 校 等	毎週 月・木曜日	AM9:00～AM11:00	
自動車運転免許試験場	毎週 月・木曜日	PM2:00～PM 4:00	
平 安 騎 馬 隊 施 設	毎週 火曜日	AM9:00～AM11:00	
高速道路交通警察隊施設	毎週 火・金曜日	AM11:00～PM1:00	

イ 雑がみ（シュレッダー屑等）

収集場所	収集日	収集時間帯	備 考
京 都 府 警 察 本 部	毎週 火・木・金曜日	PM2:00～PM3:00	祝日及び休日を除く
本 部 第 二 別 館	毎週 火・木・金曜日	PM2:00～PM3:00	
京 都 府 警 察 学 校 等	毎週 木曜日	PM2:00～PM4:00	
自動車運転免許試験場	毎週 木曜日	PM2:00～PM4:00	
平 安 騎 馬 隊 施 設	毎週 火曜日	AM9:00～AM11:00	
高速道路交通警察隊施設	毎週 木曜日	PM2:00～PM4:00	

ウ 木くず（剪定枝木・落葉）

収集場所	収集日	収集時間帯	備 考
京 都 府 警 察 学 校 等	毎月第4木曜日	AM9:00～AM11:00	収集日が祝日及び休日の場合は翌平日とする。

収集時間帯等の詳細については、別途甲乙協議することとし、諸般の事情により、指定日以外の日及び時間に収集を依頼する場合がある。

(2) 廃棄物の運搬の際に必要な容器等については、乙において準備すること。

(3) 搬出した一般廃棄物は、京都市の指定する場所に廃棄し、処理料金は、乙の負担とする。

(4) 搬出した雑がみ（シュレッダー屑等）は、リサイクルすること。

(5) 木くず（剪定枝木・落葉）の束ね方等については、別途甲乙協議の上、決定することとする。

(6) 甲が契約している清掃委託業者と別途調整を行うこと。

5 報告

乙は、廃棄物等の当月分の収集日毎の運搬量を甲が指定する方法で報告すること。
なお、数量の単位については、全てL（ℓ）とする。

6 その他

廃棄物等の搬出処理等は、京都市の指定方法によるほか、次によるものとする。

- (1) 廃棄物等の収集をするときは、付近に紙屑等が散乱しないよう丁寧に取扱い、庁舎の美観を損ねたり、歩行者等に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意すること。
- (2) 作業員が作業に従事するときは、制服等を着用させ作業員であることを明確にさせるものとする。
- (3) 廃棄物等の収集が終わったあとは、必ず清掃を行うこと。
- (4) 廃棄物等の処理に必要な機材、材料は、一切乙の負担とする。
- (5) 高さ2.6m、幅2.56mのゲートを通過できる車両を用いること。
- (6) 収集運搬業務に適した車両を用いること。
また、車両にて廃棄物等を運搬中は、荷台をシートで覆う等の飛散防止措置を行うこと。
- (7) 収集運搬車両にて収集箇所に出入りする際は、歩行者及び車両の通行の妨げとならないよう道路交通法等関係法令を遵守の上、一時停止する等の措置を執ること。
- (8) 収集作業中、公用車が通行する際には、通行の妨げとならないよう作業中であっても作業を一時中断し、収集運搬車両を移動させる等の措置を執ること。
- (9) 乙は、令和7年9月1日から業務が円滑に開始できるよう、事前準備を十分に行っておくこと。
- (10) 本仕様書は、業務の大要を示すものであるもので、具体的な事項については、関係法令を遵守のうえ実施すること。
- (11) 本仕様書に明示されていない詳細な事項については、甲の指示に従うこと。